



発行 東京都

目次

告示

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………
- ……………(同)……………
- 都道の区域変更……………
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

●東京都告示第百二十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のよ

うに告示する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十四年三月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区佃二丁目六番九号

平成二十六年十二月十九日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年二月五日

●東京都告示第百二十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八條の規定に基づき、(仮称)赤坂二丁目プロジェクトについて、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九條第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二條の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区 赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤

千代田区 霞が関三丁目、永田町一丁目及び永田町二丁目

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

森トラスト株式会社

代表取締役社長 伊達 美和子

港区虎ノ門二丁目三番十七号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)赤坂二丁目プロジェクト

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象となる事業は、港区赤坂二丁目内の約一万六千二百平方メートルの敷地に、事務所、ホテル、共同住宅、店舗、診療所、展示施設等の機能を有する高層建築物を建設するとともに、緑地・広場等のオープンスペースの整備を行うものである。

なお、計画地は、条例第四十條第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成三十年二月五日から同年三月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十年三月二十二日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年東京都条例第96号)第40条第4項に定める「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」に該当し、「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年東京都規則第134号)第52条に定める「高層建築物の新築」を実施することから、同施行規則第54条に定める環境影響評価項目の中から、地域の概況及び本事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、本事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.058ppmであり、評価の指標(「環境基本法」に基づき「二酸化窒素に係る環境基準」(以下「NO₂環境基準」という。))を参考に設定;0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、40.6%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.046mg/m³であり、評価の指標(「環境基本法」に基づき「大気汚染に係る環境基準」(以下「SPM環境基準」という。))を参考に設定;0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、14.9%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリングストップを徹底することなどにより、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.039ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定;0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.21%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.045mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定;0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満である。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、急発進や急加速、空ぶかしを避けることなどにより、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努める。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p><工事の完了後></p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.040ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定;0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.08%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.038mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定;0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.041ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定;0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.03%である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.038~0.039ppmであり、評価の指標(「NO₂環境基準」を参考に設定;0.06ppm)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.2~1.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は0.044mg/m³であり、評価の指標(「SPM環境基準」を参考に設定;0.10mg/m³)を下回る。寄与濃度の将来濃度(年平均値)への寄与率は、0.01%未満~0.02%である。</p> <p>したがって、寄与濃度の将来濃度への寄与率は小さく、関連車両の走行に伴う大気質への影響は少ないと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・動	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】</p> <p>敷地境界における建設機械からの騒音レベル (L_{10}) の最大値は77dBであり、評価の指標（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）に基づき「指定建設作業騒音の報告基準」：80dB）を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリソングストップを徹底することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>敷地境界における建設機械からの振動レベル (L_{10}) の最大値は66dBであり、評価の指標（「環境確保条例」に基づき「指定建設作業振動の報告基準」：70dB）を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努める。また、低振動型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の過負荷運転の防止やアイドリソングストップを徹底することにより、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音レベル (L_{1eq}) は、59dBであり、評価の指標（「環境基本法」に基づき「騒音に係る環境基準」：昼間65dB）を下回る。</p> <p>将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは、0.2dBである。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、急発進や急加速、空ぶかしを避けることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は少ないと考える。</p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベル (L_{10}) の最大値は、47dBであり、評価の指標（「環境確保条例」に基づき「日常生活等に適用する振動の規制基準」：65dB）を下回る。</p> <p>将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による振動の増加レベルは、1.1dBである。</p> <p>なお、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。また、急発進や急加速、空ぶかしを避けることにより、工事用車両の走行に伴う振動の低減に努める。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う振動の影響は少ないと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>主要な地点における天空写真をもとに、冬至日の日影時間を予測した結果、計画建築物による日影時間は、現況に比べて約10分減少すると予測した。</p> <p>冬至日に計画建築物により1時間以上の日影が生じる範囲は、計画地敷地境界から約550mの範囲と予測した。その範囲は商業地域に指定されており、日影規制の適用を受けない地域である。また、計画地周辺には日影が生じることに影響を特に配慮すべき施設が存在するが、1時間以上の日影が生じる範囲内には存在しない。</p> <p>したがって、本事業に係る日影は、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考ええる。</p>
4. 電波障害	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>計画建築物の設置により、地上デジタル放送については、計画地敷地境界から南西方向に最大距離約950mの範囲において電波障害が発生する可能性がある。</p> <p>衛星放送については、計画地敷地境界から北東方向に最大距離約250mの範囲において電波障害が発生する可能性がある。</p> <p>なお、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合には、その時点における適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考ええる。</p> <p>したがって、本事業に係る電波障害は、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
5. 風環境	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>工事の完了後（防風植栽設置後）においては、現況においてラソク3（事務所街の用途に対処）またはラソク4（ラソク3を超える風環境）である地点を除いて、すべてラソク2（住宅街、公園の用途に対処）以下になるものと予測する。また、現況においてラソク3またはラソク4である地点のラソクは悪化しない。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境に変化が生じるものの、計画地内に防風植栽を適切に配置することで、現況においてラソク3またはラソク4である地点を除いて、風の影響を特に配慮すべき施設周辺を含めてラソク1（住宅地の商店街、野外レストランの用途に対処）及びラソク2相当の風環境になることから、評価の指標とした「村上らの提案による風環境評価尺度」の許容する範囲にあるものと考ええる。</p> <p>なお、防風植栽のほか、敷地内緑化を図り、歩行者への風の影響の低減に努めるとともに、事後調査において風の状況を確認したうえで、必要に応じて適切な対策を講じる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建築物は、周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されるところである。また、約5,000㎡のゆとりある緑地・広場を整備することで、緑と潤いのある景観が形成されるところである。さらに、計画地への大規模な緑地整備とオフィス、ホテル、住宅等の複合機能の導入により敷地の高度利用が図られ、「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」にふさわしい景観構成要素になると考えられる。</p> <p>したがって、計画建築物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は小さく、評価の指標とした「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景域においては、計画建築物は周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されるところである。</p> <p>したがって、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さく、評価の指標とした「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 現況における形態率は52.6～71.8%、工事完了後における形態率は49.1～79.3%であり、変化量は、地域全体で-11.6～7.5% ㌧、計画地内既存建築物と計画建築物で-20.5～7.0% ㌧である。</p> <p>本事業においては、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置し、外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮することで、圧迫感の軽減に努める。さらに、建物外周部には、樹木の整備を行うことで、圧迫感の軽減が図られるものと考えられる。</p> <p>したがって、圧迫感の変化の程度は小さく、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第百二十二号

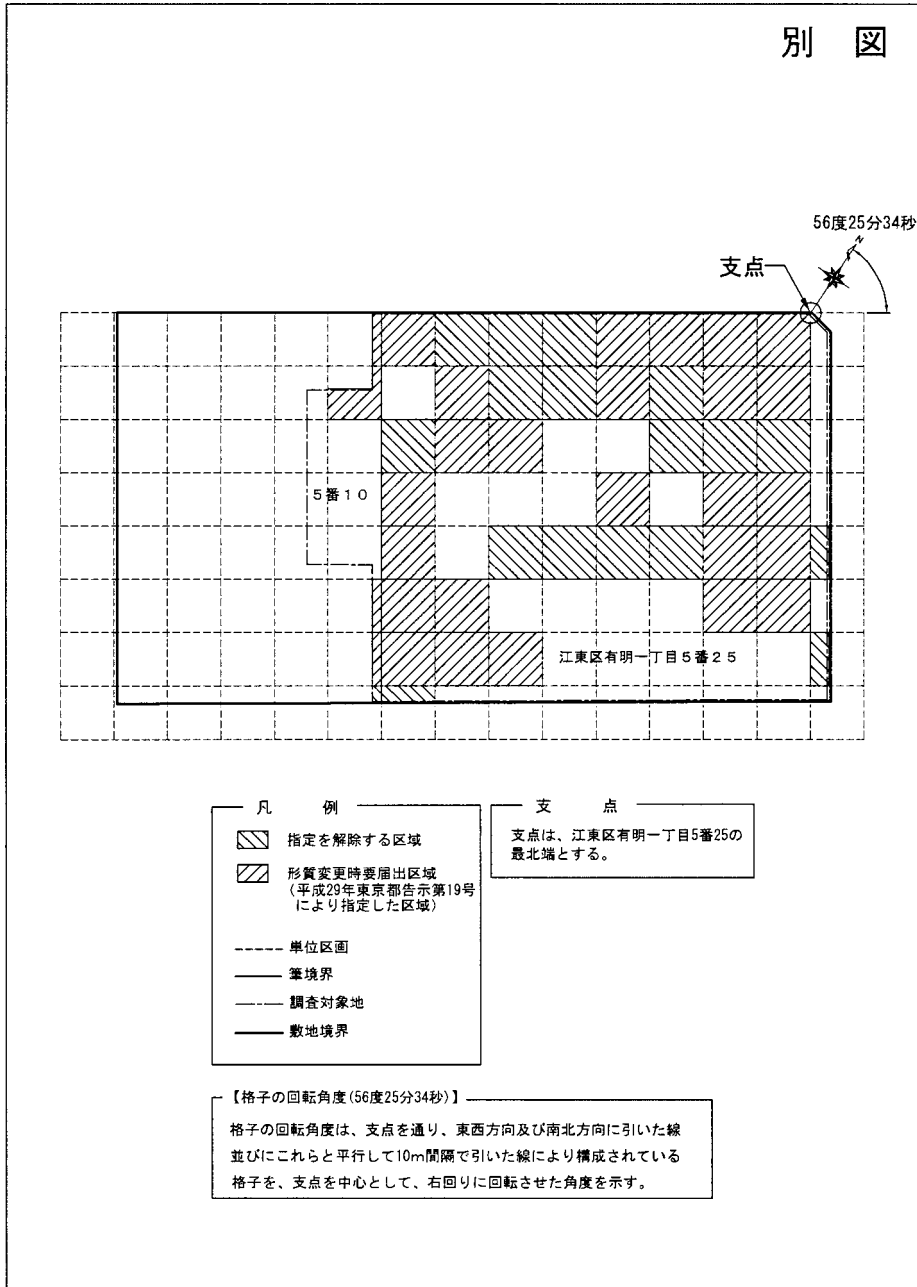
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第十九号に
 より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区有明一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七百六十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

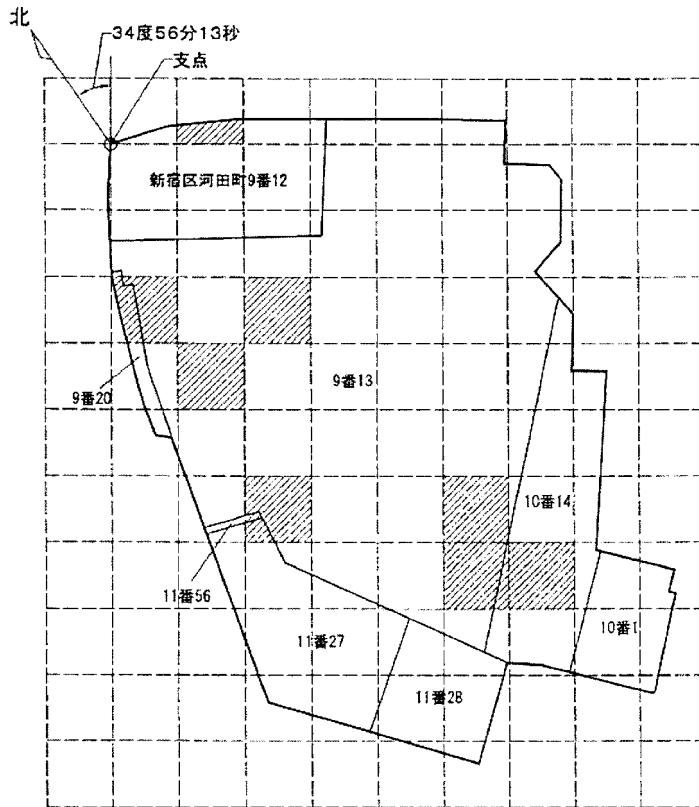
一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区河田町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支点〉
 支点は、新宿区河田町9番12の最北端とする。

	X座標	Y座標
支点	-33500.35	-10344.50

上記の座標は測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

〈格子の回転角度：34度56分13秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十四号

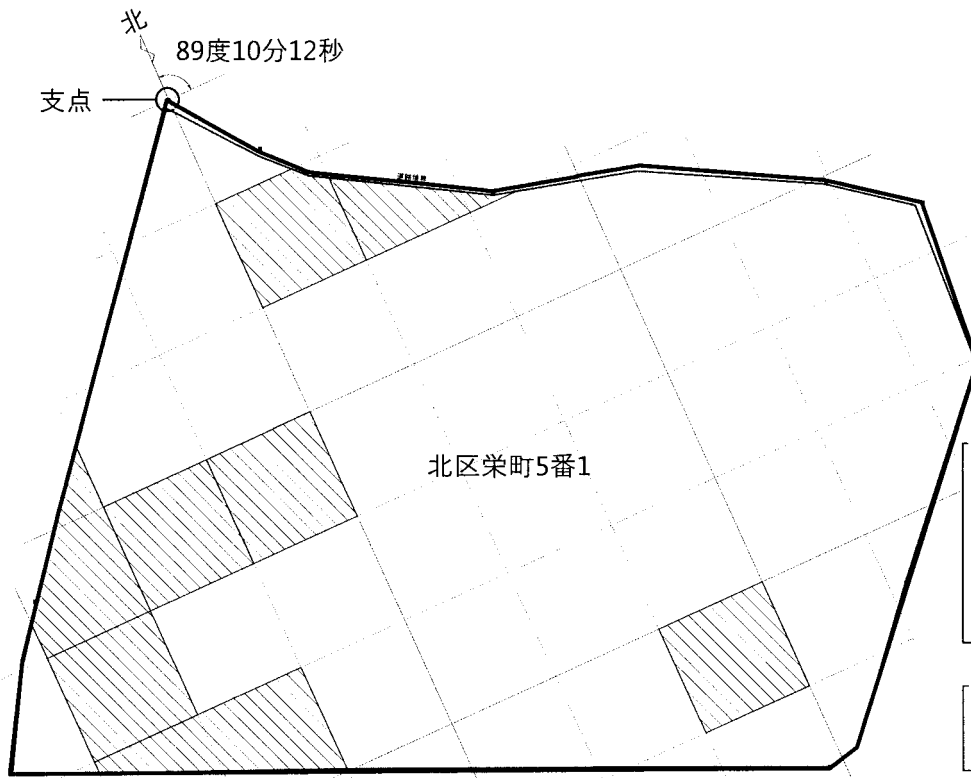
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百二十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区栄町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】**
- 単位区画
 - 敷地境界
 - 筆境界
 - ▨ 指定を解除する区域
- 【支点】**
- 支点は、北区栄町5番1の最北端とする。

【格子の回転角度 = 89度10分12秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 練馬所沢

(二) 変更の区間 清瀬市中清戸三丁目三百九十五番二地内から同市中清戸一丁目四百五十四番二百五十二地内まで

(三) 変更の概要 別図表示①のとおり

二(一) 路線名 さいたま東村山

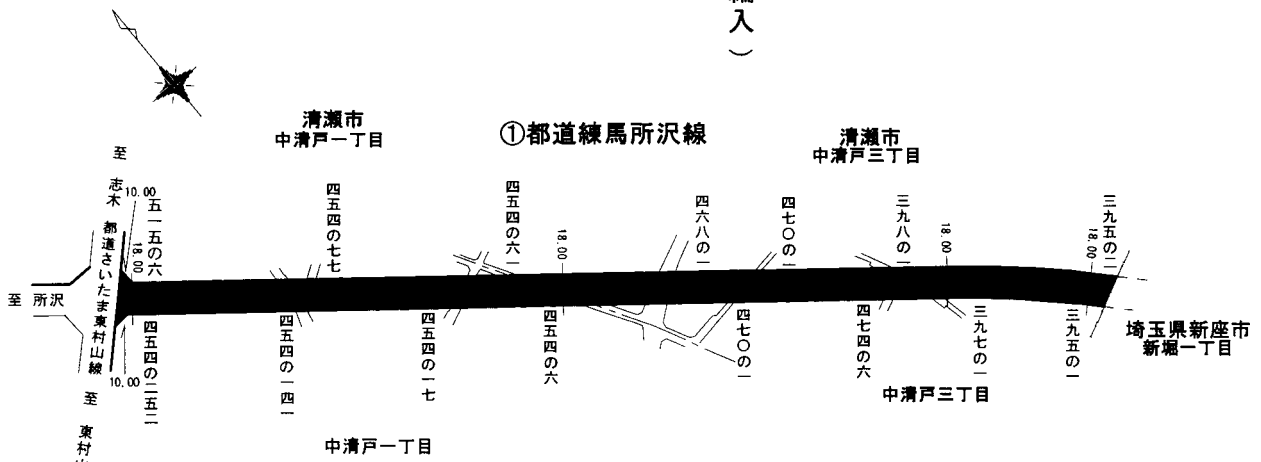
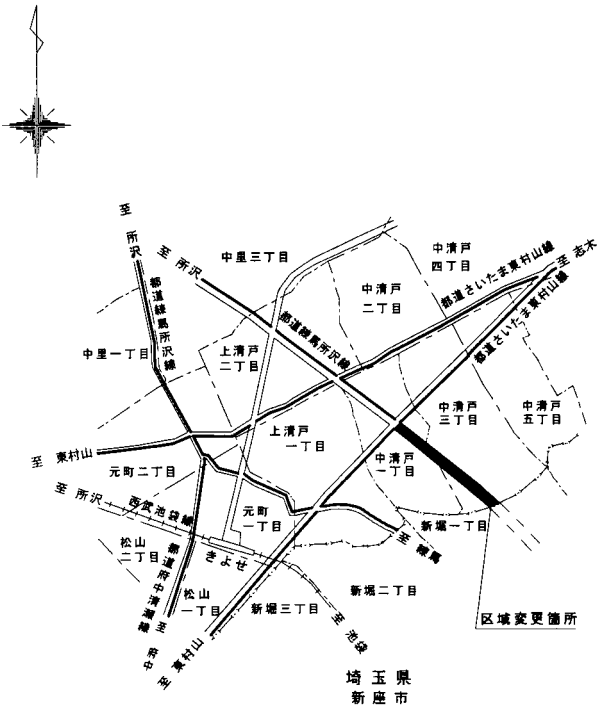
(二) 変更の区間 清瀬市中清戸一丁目五百十五番六地内から同所四百五十四番二百五十二地内まで

(三) 変更の概要 別図表示②のとおり

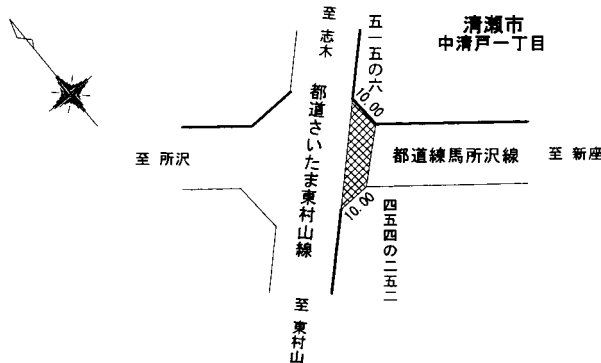
別図

都道練馬所沢線 区域変更略図
都道さいたま東村山線
清瀬市中清戸三丁目～中清戸一丁目

- 都道
- 市道
- 編入区域
- ①都道練馬所沢線
 - 延長 五七四・七八メートル
 - 面積 一〇、三二三・六八平方メートル
- 重用編入区域
- ②都道さいたま東村山線(都道練馬所沢線との重用編入)
 - 延長 三三・五九メートル
 - 面積 一八〇・二一平方メートル
- 計画線



②都道さいたま東村山線



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東久留米施設
- 二 店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか
- 三 設置者名 東久留米卸売市場協同組合ほか一名
- 四 設置者住所 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 東久留米卸売市場協同組合ほか一名
- 六 変更前の小売業者の住所 東久留米市下里六丁目三番地七号（東久留米卸売市場協同組合）

七 変更後の小売業者の住所 東久留米市下里五丁目十二番地十二号（東久留米卸売市場協同組合）

八 変更前の小売業者の代表者名 大仁田 隆義（東久留米卸売市場協同組合）ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 酒井 崇典（東久留米卸売市場協同組合）ほか

十 変更日 平成二十九年六月二十七日ほか

十一 届出日 平成三十年一月十二日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 平成三十年二月五日から同年六月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都 本 号 三〇円
 電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 一 簡月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 〇三(五三三二)一(一)一(代)
 〇三(三八二)五二〇一(代)

